

ファックス送信票

【あて先】 関係各位

【件 名】 長崎市消費者センターからの消費者トラブル等注意喚起情報
「消費者を守るネット通信」の送信

【送信日】 令和8年 月 日

【枚 数】 2枚（本票を含む。）

いつもお世話になっております。

別添のとおり、長崎市消費者センターから消費者トラブル等の注意喚起情報

「消費者を守るネット通信」を送信します。

よろしく願いいたします。

配信の中止を希望される方や、メールでの配信を希望される方は、お手数ですが下記までご連絡ください。

【送信元】

長崎市消費者センター 担当 内野

〒850-0877 長崎市築町3番18号メルカつきまち4F

FAX 095-829-1511 電話 095-829-1500

Eメール syouhi@city.nagasaki.lg.jp



事例1

複数の引越事業者から見積もりを取った。そのうち1社が、契約するかどうか分からないと伝えたのに強引に段ボールを置いていった。その後その会社に、他社に頼むので段ボールを引き取りに来よう連絡したら、購入または返送、もしくは自分で持って来るように言われた。

(当事者:学生)

事例2

ネットで引越事業者を検索し費用約5万円を支払って契約した。引っ越し当日、洗濯機を移動・積み込む際に作業員が無理に引っ張ったせいか床のフローリングが剥がれてしまった。補償を求めたところ、「当社に責任はない」との返答だった。無理な作業が原因と考えられるので補償を求めたい。

(当事者:学生)



©Kurosaki Gen

引越事業者との トラブルに注意

ひとことアドバイス

⚠ 引越事業者を選ぶ際は複数事業者から見積もりを取り、契約の際は事前によく打合せをしましょう。何の経費が含まれているか、引っ越し準備及び当日にどのような作業を頼めるのか、要らない作業が含まれていないか等見積書の内容もしっかり確認しましょう。

⚠ 原則として引っ越しの見積もりには料金は発生しません。見積もり時に段ボール等の資材の提供がある場合、契約に至らなかったときの返却方法や費用について事前に確認しましょう。

⚠ 引っ越し完了後はすぐに荷物や家屋の状態を確認し、破損や紛失があった場合、速やかに事業者申し出ることが大切です。

⚠ 時間が経つと傷の状態や原因の確認が難しくなることが多いため、トラブルに備えて引っ越し前後の状況を写真や動画で記録しておきましょう。

⚠ 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん



発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時~17時** (土日祝も可 月曜定休)